

奈 企 第 5 8 1 号
令和 5 年 9 月 2 5 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 宮 池 明 様
同 内 藤 智 司 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

令和2年度包括外部監査「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」の結果に対する措置状況について

第3 包括外部監査の結果及び意見

3 決算

(3) 個別の会計処理

② 共通して発生する間接費について

(ア) 2つの会計単位に共通する間接費について

イ 結果及び意見

【結果6】

水道事業会計と下水道事業会計に共通して発生する一部の費用を、全額、水道事業会計が負担している。合理的な基準に基づき、下水道事業会計も負担する必要がある。

(企業出納課)

【監査結果】

奈良市企業局で発生する費用について、例えば、以下の費用は水道事業会計と下水道事業会計の両会計に共通して発生することが想定されるが、全て水道事業会計が負担している。費用収益対応の原則に従い、両会計に共通して発生する費用については、合理的な基準に基づき、両会計で負担する必要がある。なお、負担の方法については、例えばいずれかの会計が負担金として他方の会計に支払うことが方法の一つと考えられる。また、一旦定めた負担の基準は、継続性の原則（地方公営企業法施行令第9条第5項）から、みだりに変更することは禁止されており、会計規程に負担の基準を定めることが望まれる。

・減価償却費

事務所用建物は、水道事業会計と下水道事業会計の両方で使用されているが、当該建物の減価償却費が、全て水道事業会計が負担している。両会計で使用しているフロアの面積割合等により負担することが望ましい。

・人件費

人件費のうち、両会計に共通して発生すると考えられる管理部署である経営部の人件

費を、全額、水道事業会計が負担している。人件費総額などの基準により、両会計で負担することが望ましい。

(表省略)

【措置の内容】

水道事業会計と下水道事業会計の両方に共通して発生する経費については、合理的な負担割合基準を定め、費用収益対応の原則に従い、令和3年度から両会計で負担しております。減価償却費については庁舎内の上下水道事業専有面積により按分し、人件費については上下水道事業に係る職員数により按分することで、下水道事業会計が応分の負担をするよう変更しました。また、その他の両会計に共通して発生する経費についても、合理的な負担割合基準に基づき、下水道事業会計が応分の負担をするよう変更しました。

6 財産管理

(2) たな卸資産管理

② たな卸資産の出納及び実地たな卸

(ウ) 結果及び意見

【結果 14】

実地たな卸職員以外の実地たな卸への立会いが必要である。

(送配水管理センター)

【監査結果】

会計規程第78条第3項では、「実地たな卸を行う場合は、所属長は、たな卸資産取扱員以外の職員を立ち合わせなければならない。」と定めている。しかし、奈良市企業局では、たな卸担当職員が1名で実地たな卸を実施している。会計規程に従い、実地たな卸を行う場合は実地たな卸職員以外の職員を立ち合わせる必要がある。

【措置の内容】

令和3年度の実地たな卸については、会計規程に従い、たな卸資産取扱員以外の職員の立会いのもとで実施しました。